



令和7年4月から

刈谷市不妊治療費等助成事業の助成対象を拡充します！

刈谷市では、不妊治療を受けているご夫婦の経済的負担の支援を目的として、不妊治療等にかかる費用の一部助成を行っています。

令和7年4月～助成対象治療を拡充し、生殖補助医療等にかかる費用も助成します。

対象者	次のすべてを満たす人 ①不妊治療を受けた日において夫婦の双方又は一方が市内在住 ※事実婚の場合、刈谷市の同一住所であること ②医療機関において不妊治療が必要と認められている ③医療保険各法による被保険者、又は被扶養者 ④治療開始時の妻の年齢が 43 歳未満																																																																																																																																											
対象治療	体外受精、顕微授精、男性不妊手術等の生殖補助医療（保険適用分）と併せて実施する先進医療 体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲 <table><tr><th rowspan="3">治療内容</th><th colspan="3">採卵まで</th><th rowspan="3">採精（夫）</th><th rowspan="3">（前培養・培養（受精）（顕微授精）・培養）</th><th colspan="6">胚移植</th><th rowspan="3">（胚移植のおおむね2週間後） 妊娠の有無の確認</th><th rowspan="3">助成対象範囲</th></tr><tr><th rowspan="2">（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与（点鼻薬）</th><th rowspan="2">（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与（注射）</th><th rowspan="2">採卵</th><th colspan="2">新鮮胚移植</th><th rowspan="2">胚凍結</th><th colspan="2">凍結胚移植</th></tr><tr><th>胚移植</th><th>黄体期補充療法</th><th>（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与</th><th>胚移植</th><th>黄体期補充療法</th></tr><tr><td>平均所要日数</td><td>14日</td><td>10日</td><td>1日</td><td>1日</td><td>2～5日</td><td>1日</td><td>10日</td><td></td><td>7～10日</td><td>1日</td><td>10日</td><td>1日</td><td></td></tr></table> <table><tr><td>A</td><td>新鮮胚移植を実施</td><td colspan="6"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td rowspan="6">助成対象</td></tr><tr><td>B</td><td>凍結胚移植を実施</td><td colspan="6"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>C</td><td>以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施</td><td colspan="6"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>D</td><td>体調不良等により移植の目的が立たず治療終了</td><td colspan="6"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>E</td><td>受精できず、又は胚の分割停止、変性、多精子受精等の異常受精等により中止</td><td colspan="6"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>F</td><td>採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止</td><td colspan="6"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>G</td><td>卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止</td><td colspan="6"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">対象外</td></tr><tr><td>H</td><td>採卵準備中、体調不良等により治療中止</td><td colspan="6"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr></table> ※ B：採卵・受精後、1～3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合 ※ 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成対象	治療内容	採卵まで			採精（夫）	（前培養・培養（受精）（顕微授精）・培養）	胚移植						（胚移植のおおむね2週間後） 妊娠の有無の確認	助成対象範囲	（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与（点鼻薬）	（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与（注射）	採卵	新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植		胚移植	黄体期補充療法	（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与	胚移植	黄体期補充療法	平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日		7～10日	1日	10日	1日		A	新鮮胚移植を実施											助成対象	B	凍結胚移植を実施											C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施											D	体調不良等により移植の目的が立たず治療終了											E	受精できず、又は胚の分割停止、変性、多精子受精等の異常受精等により中止											F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止											G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止											対象外	H	採卵準備中、体調不良等により治療中止										
治療内容	採卵まで			採精（夫）	（前培養・培養（受精）（顕微授精）・培養）			胚移植											（胚移植のおおむね2週間後） 妊娠の有無の確認	助成対象範囲																																																																																																																								
	（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与（点鼻薬）		（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与（注射）					採卵	新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植																																																																																																																																
		胚移植				黄体期補充療法	（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与		胚移植	黄体期補充療法																																																																																																																																		
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日		7～10日	1日	10日	1日																																																																																																																																
A	新鮮胚移植を実施											助成対象																																																																																																																																
B	凍結胚移植を実施																																																																																																																																											
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施																																																																																																																																											
D	体調不良等により移植の目的が立たず治療終了																																																																																																																																											
E	受精できず、又は胚の分割停止、変性、多精子受精等の異常受精等により中止																																																																																																																																											
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止																																																																																																																																											
G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止											対象外																																																																																																																																
H	採卵準備中、体調不良等により治療中止																																																																																																																																											
対象期間	令和7年4月1日（火）以降の治療																																																																																																																																											
助成回数	1 子ごとに、初回の生殖補助医療を開始した妻の年齢が、 ➤ 40 歳未満の場合は6回まで ➤ 40 歳以上 43 歳未満の場合は3回まで																																																																																																																																											
助成額	自己負担額の2分の1 1 回の治療につき上限 10 万円、1,000 円未満は切り捨て																																																																																																																																											
申請期限	1 回の治療の最終日から1年を経過した日の属する月の末日まで （例）治療の最終日が3月15日の場合、翌年3月末日が申請期限																																																																																																																																											

※申請方法等の詳細は市ホームページをご確認ください。

ご不明点等は下記までお問い合わせください。

一般不妊治療等の助成についても申請期限を変更しています。ご注意ください。

市ホームページは
こちらから👉



【お問合せ先】 子育て支援課（刈谷市保健センター）

〒448-0858 刈谷市若松町3丁目8番地2 電話 0566-23-8877